

## 住民等からの意見の聴取結果について

## 意見聴取期間(令和3年8月2日～令和3年8月31日)対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	評価書修正箇所	主管課意見
1	意見対応一覧	職員の削減や短期間の職場異動などで専門性が薄れている。「別紙4 5章3の3 意見対応一覧」を見て感じた。全般的に、委員会の機能は充分働いているが、素案作成のレベルが低い。職員の質向上や区民に寄り添う感覚を身に付けるべきである。職員の2～3年の職場異動も理解できるが、それぞれの現場での教育・研修体制を強化し、「区民にとってわかりやすい行政サービス」やケアレスミスのないチェック体制の強化をしてほしい。		頂いたご意見は大田区行政全般への意見として真摯に受け止め、改善に向けて取り組んで参ります。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第1回目】

## 第三者点検委員会【第1回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	<p>&lt;全項目評価書&gt; 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 ・予防接種については、接種歴、成人保健に係る各検診の受診歴及び妊婦面接の有無を記録している。また、窓口での予防接種予診票の発行、接種勧奨通知発送対象者、検診結果から精密検査対象者への受診勧奨対象者、妊婦面接実施者へのギフト発送対象者の各データを抽出している。 ・本事務ではこのうち、予防接種の接種歴参照・予防接種予診票の発行・接種勧奨通知発送対象者データの抽出機能等を利用する。</p>	VRSへの接種対象データの登録についての記載が必要ではないか。	委員会	<p>・予防接種については、接種歴、成人保健に係る各検診の受診歴及び妊婦面接の有無を記録している。また、窓口での予防接種予診票の発行、接種勧奨通知発送対象者、検診結果から精密検査対象者への受診勧奨対象者、妊婦面接実施者へのギフト発送対象者の各データを抽出している。 ・本事務ではこのうち、予防接種の接種歴参照・予防接種予診票の発行・接種勧奨通知発送対象者データの抽出機能等を利用する。 ・<u>ワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する接種対象者データを抽出する。</u></p>	接種対象データの登録について追記しました。
2	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。</p>	アクセスログに関する記載が漏れている。	委員会	<p>【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ③<u>ユーザー単位でのアクセスログ(いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか)を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。</u></p>	アクセスログに関する記載を追記しました。
3	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容 &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	暗号化通信は直接的な効果はなく、リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへ同内容を記録する。	委員会	記載をなくし、リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへ同内容を記載。	記載を修正しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第1回目】

## 第三者点検委員会【第1回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
4	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 【システム以外】 ①受付時に、届出書に誤りが無い か、申請者に確認する。 ②取得した個人情報は正確かつ 最新の状態に保つルールが定め られている。 ③資料等が不正に改ざんされな いよう、施錠できる保管庫に格納 している。</p>	<p>担当者間で確認作業を行 っていることを記載した ほうがよい。</p>	委員会	<p>【システム以外】 ①受付時に、届出書に誤りが 無いか、申請者に確認する。 ②取得した個人情報は正確 かつ最新の状態に保つル ールが定められている。 ③資料等が不正に改ざんされ ないよう、施錠できる保管庫 に格納している。 ④入カデータに誤りが無い か、担当者間で確認する。</p>	担当者間の確認について 記載しました。
5	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じた 入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情 報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>暗号化通信については リスク4: 入手の際に特 定個人所法が漏えい・紛 失するリスクへ記載す べきである。</p>	委員会	<p>&lt;ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置&gt; 入手する特定個人情報につ いては、情報漏えいを防止す るために、暗号化された通信 回線を使用する。</p>	追記しました。
6	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事 務に必要な情報との紐付け が行われるリスク 宛名システム等における措置の 内容 【システム】 ①事務に必要な情報項目(大田 区情報公開・個人情報保護審議 会より承認を得た項目)のみで データレイアウトを構成し、区民 情報系基盤システムデータのう ち、保健システムではデータレ イアウトで定められたもののみ 受信可能な設計としている。</p>	<p>結合加工できないよう な制限について記載す る必要がある。</p>	委員会	<p>【システム】 ①事務に必要な情報項目(大 田区情報公開・個人情報保護 審議会より承認を得た項目) のみでデータレイアウトを構 成し、区民情報系基盤システ ムデータのうち、保健システ ムではデータレイアウトで 定められたもののみ受信可 能な設計としている。 ②特定個人情報を含むデー タは職員等が抽出できない仕 様となっている。</p>	追記しました。
7	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみ が、限られた端末でのみ利用 設定を行い、利用できる操作 者を限定している。</p>	<p>アクセス権の変更作業 時のログの確認と記録 が必要。</p>	委員会	<p>【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみ が、限られた端末でのみ利 用設定を行い、利用できる操 作者を限定している。 ②アクセス権の変更作業時 のログを記録をし、必要に 応じて確認している。</p>	追記しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第1回目】

## 第三者点検委員会【第1回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
8	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。</p>	<p>廃棄の方法を記載する必要がある。</p>	委員会	<p>・契約期間終了後、委託先は<b>区が求める廃棄方法</b>で速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。</p>	<p>廃棄方法について追記しました。</p>
9	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 【システム】 ①個人番号を取り扱える職員を最小限に設定し、アクセス権等の操作制限を設けている。 ②区民情報系基盤システムから入手する際は、宛名番号をキーとし、確実に対象を特定することにより、対象者以外の個人情報の入手を防止している。 ※宛名番号: 個人番号とは別に、大田区で実施している事務の対象者一人ひとりを識別するために付番された番号である。</p>	<p>アクセスログに関する記載がない。</p>	委員会	<p>【システム】 ①個人番号を取り扱える職員を最小限に設定し、アクセス権等の操作制限を設けている。 ②区民情報系基盤システムから入手する際は、宛名番号をキーとし、確実に対象を特定することにより、対象者以外の個人情報の入手を防止している。※宛名番号: 個人番号とは別に、大田区で実施している事務の対象者一人ひとりを識別するために付番された番号である。 ③ユーザー単位でのアクセスログ(いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか)を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。</p>	<p>アクセスログに関する記載を追記しました。</p>

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第1回目】

## 第三者点検委員会【第1回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
10	<p>&lt;全項目評価書&gt; Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 【システム以外】 ①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。 当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 【システム】 ①保存年限を過ぎた予防接種関連情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。</p>	ワクチン接種記録システム(VRS)の消去方法についても記載した方がよい。	委員会	<p>【システム以外】 ①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 【システム】 ①保存年限を過ぎた予防接種関連情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 <b>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;・保存年限を過ぎた特定個人情報は国が規定する措置(特定個人情報等に係る安全管理措置)に基づき削除する。</b></p>	ワクチン接種記録システム(VRS)の消去方法を追記しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	<p>&lt;特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書及び全項目評価書)の再評価の概要&gt;</p> <p>2 評価書の修正内容(概要)</p> <p>4. 予防接種証明書の早期発行、間違い接種の防止のため、ワクチン接種記録システム(VRS)へ迅速に接種記録を登録する必要があることから、接種委託事業者及びデータパンチ業務委託事業者へタブレット端末による接種記録登録業務を開始したこと。</p>	<p>特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書及び全項目評価書)の再評価の概要、2 評価書の修正内容(概要)の4.にある「データパンチ委託」については、委託事項1～4の中に一致する用語が見当たらない。</p>	委員会	<p>4. 予防接種証明書の早期発行、間違い接種の防止のため、ワクチン接種記録システム(VRS)へ迅速に接種記録を登録する必要があることから、接種委託事業者及びデータ入力業務委託事業者へタブレット端末による接種記録登録業務を開始したこと。</p>	記載を修正しました。
2	<p>&lt;全項目評価書&gt;</p> <p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> <p>申請時には接種券番号がわかる書類(接種券、予防接種済証等)の提出を申請者へ求め、同書類の提出ができない場合等に個人番号がわかる書類を提出してもらう。</p>	<p>I-1-② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の説明で、申請時に書類を提出を求める記述がありますが、電子交付アプリを使用する場合、書類が不要であれば記述を変更する必要はないか。</p>	委員会	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> <p><b>国が提供する電子交付アプリを使用しない場合は、申請時に接種券番号がわかる書類(接種券、予防接種済証等)の提出を申請者へ求め、同書類の提出ができない場合等に個人番号がわかる書類を提出してもらう。</b></p>	記載を修正しました。
3	<p>&lt;全項目評価書&gt;</p> <p>II 特手個人ファイルの概要</p> <p>委託事項3</p> <p>①委託内容</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種に関する問合せ対応。</p> <p>当区に転出したものに対する転出元市区町村の接種記録照会及び接種券発送。</p> <p>⑨再委託事項</p> <p>新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する問合せ対応。</p> <p>当区に転出したものに対する転出元市区町村の接種記録照会及び接種券発送。</p>	<p>委託事項3①⑨当区に「転入」が分かりやすい</p>	委員会	<p>①委託内容</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種に関する問合せ対応。</p> <p>当区に<b>転入</b>したものに対する転出元市区町村の接種記録照会及び接種券発送。</p> <p>⑨再委託事項</p> <p>新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する問合せ対応。</p> <p>当区に<b>転入</b>したものに対する転出元市区町村の接種記録照会及び接種券発送。</p>	記載を修正しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
4	<p>&lt;基礎項目評価書&gt; Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和3年4月30日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和3年4月30日時点</p>	<p>・基礎項目評価書P3 しきい値の時点をしき い値判断記録表に合 わせた方がよい。</p>	委員会	<p>1. 対象人数 いつ時点の計数か <b>令和4年1月14日時点</b> 2. 取扱者数 いつ時点の計数か <b>令和4年1月14日時点</b></p>	記載を修正しました。
5	<p>&lt;定期予防接種対象者&gt; ※60歳～64歳の方で身障手 帳1級対象者は定期予防接種 として一回接種することが可 能</p>	<p>・定期予防接種対象者 で、※の年齢表記をP3 基本情報の表記に合 わせた方がよい。</p>		<p>※60歳以上65歳未満の方で 身障手帳1級対象者は定期 予防接種として一回接種す ることが可能</p>	記載を修正しました。
6	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱 いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じた 入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が 行われるリスク リスクに対する措置の内容 &lt;ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置&gt; ①ワクチン接種記録システム (VRS)のデータベースは、市区町 村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特 定個人情報の入手ができないよ うにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防 接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリから のみ交付申請を可能とする。アプリ の改ざん防止措置を講じるこ とで、意図しない不適切な方法で 特定個人情報が送信されることを避 ける。</p>	<p>2. リスク2 ワクチン接 種記録システム、他市 区町村の領域から特定 個人情報の入力ができ ないことと別紙3など の情報入手が可能なる ことは矛盾した表現に なる。 また、専用アプリとは証 明書交付アプリのこと か。</p>		<p>&lt;ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置&gt; ①ワクチン接種記録システム (VRS)のデータベースは、市 区町村ごとに論理的に区分さ れており、<b>転入者の接種結果 情報を照会する場合にのみ、 当区で管理している個人番号 を用いてアクセスすることが できる。</b> (新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書電子交付機 能) 当該機能では、<b>電子交付ア プリからのみ交付申請を可能と する。アプリの改ざん防止措 置を講じることで、意図しない 不適切な方法で特定個人情 報が送信されることを避ける。</b></p>	記載を修正しました。
7	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱 いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じた 入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の 内容</p>	<p>正確性確保の措置に 記述されている真正生 性の部分は真正性確 認の措置に記述した方 がよい。</p>		<p>&lt;ワクチン接種記録システム (VRS)における追加措置&gt; (新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書電子交付機 能、コンビニ交付) ・券面事項入力補助APから 取得する情報(4情報・マイナ ナンバー)に付されている署名 について、VRS又は証明書交 付センターシステムにおいて 真正性の検証を行い、送信 情報の真正性を確認する措 置を講じている。</p>	記載を追加しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
8	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	<p>ここでは「正確性」の確保が求められているが、「真正性」の確認が記載されている。</p>			記載を削除しました。
9	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理(具体的な管理方法)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。システム利用者に関するID及びパスワード、アクセス権限の発効・失効、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理するように定められている。</p>	<p>VRSにおける追加措置の記述が「適切に管理する」とあるが、適切な管理措置の内容が具体的に記載されていない。</p>		<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p><b>①ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</b></p> <p><b>②ユーザIDは国のみが発行することができ、自治体が所定の手続きを実施した場合のみ提供される。</b></p> <p><b>③ワクチン接種記録システム(VRS)へはLGWAN端末からしかアクセスすることはできない。LGWAN端末へのログイン権限は限られた者にしか与えられていない。</b></p> <p><b>④LGWANへ接続することができる端末は持ち出しができないようにワイヤーロックされており、情報政策課により、職員の配置等に合わせて配備されている。</b></p>	記載を修正しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
10	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 再委託していない	委託事項3は再委託しているの、記述は矛盾している。		十分に行っている	記載を修正しました。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク ④ 情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	④の「この情報を構成する機関、事務・・・」とある記述の文意が取りにくい。		④ 情報提供ネットワークシステムから配信される <b>照会許可照合リスト情報(機関、事務、特定個人情報種別等の情報)</b> に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	記載を修正しました。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク ③ 情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	③の「この情報を構成する機関、事務・・・」とある記述の文意が取りにくい。		③ 情報提供ネットワークシステムから配信される <b>照会許可照合リスト情報(機関、事務、特定個人情報種別等の情報)</b> に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	記載を修正しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容 ⑥ サーバ機器は情報システム課所管セキュリティエリア内で管理され入室は専用の担当者が管理し、入室にはセキュリティ対策を施している。	⑥について「入室」とある(2か所)が、「退室」についても管理されることが求められる。		⑥サーバ機器は情報政策課所管セキュリティエリア内で管理され入室は専用の担当者が管理し、入室にはセキュリティ対策を施している。	記載を修正しました。
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	追加措置の「～第9条に即し、適切に～、必要な～」の記載の具体性について判断できない。 デジタル庁のみの表記でよいのではないか。		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に基づき、 <u>利用可能なユーザーの制限やアクセス可能な端末の制限等</u> 、当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	記載を修正しました。
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	追加措置の「～第9条に即し、適切に～、必要な～」の記載の具体性について判断できない。 デジタル庁のみの表記でよいのではないか。		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に基づき、 <u>利用可能なユーザーの制限やアクセス可能な端末の制限等</u> 、当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	記載を修正しました。
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	追加措置の「～第9条に即し、適切に～、必要な～」の記載の具体性について判断できない。 デジタル庁のみの表記でよいのではないか。		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に基づき、 <u>利用可能なユーザーの制限やアクセス可能な端末の制限等</u> 、当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	記載を修正しました。

## 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について【第2回目】

## 第三者点検委員会【第2回目】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>【システム】</p> <p>①IDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。</p>	<p>「記録するなど」のような曖昧な表現はさけるべきである。</p>		<p>【システム】</p> <p>①IDごとに操作ログを記録する対策を講じている。</p>	<p>記載を修正しました。</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①転出元市区町村への個人番号の提供</p> <p>当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳や保健システム等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>照会対象者の個人番号の確認方法が「～等」など、曖昧な表現であり訂正が求められる。</p> <p>「転出先市区町村へ」の分は②としたほうがよい。</p>		<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①転出元市区町村への個人番号の提供</p> <p>当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳や保健システムにより照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>②転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、当区において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>記載を修正しました。</p>

## (参考)第三者点検委員会【重点項目評価時】対応分

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	<p>&lt;基礎項目評価書&gt; I.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ・予防接種台帳により定期予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、64歳以上65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) 《以下略》</p>	記載誤りではないか。	委員会	<p>・予防接種台帳により定期予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、<b>60歳以上</b>65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) 《以下略》</p>	記載誤りのため語句を修正しました。
2	<p>&lt;重点項目評価書&gt;(以下、同じ) I.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ・予防接種台帳により定期予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、64歳以上65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) 《以下略》</p>	記載誤りではないか。	委員会	<p>・予防接種台帳により定期予防接種対象者へ予診票を発行する。 (B類疾病は生活保護受給状況による一部自己負担の有無、<b>60歳以上</b>65歳未満で対象となる障害を有する者の確認についても行う。) 《以下略》</p>	記載誤りのため語句を修正しました。
3	<p>II.特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 「その必要性」: 接種の有無を記録することにより、重複接種の抑止及び未接種者への接種勧奨に利用している。</p>	病院間で連携して、マイナンバーと子供の接種情報が全部病院間で連携されているというイメージをとられかねない。	委員会	接種の有無を記録することにより、 <b>重複通知の抑止</b> 及び未接種者への接種勧奨に利用している。	接種の有無を記録することにより、 <b>重複通知の抑止</b> 及び未接種者への接種勧奨に利用している。
4	<p>II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先及び移転先の空白行</p>	記載漏れなのではと勘違いする可能性もある。	委員会	非表示とする	指摘を受け、表示を修正しました。
5	<p>II.特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	特定個人情報の保管期間が長期となるため、情報の消去漏れが生じないような管理についての記載が欲しい。	委員会	<b>毎年の特定期間保護評価の見直し点検時に、「しきい値」判断の見直しと並行して、保管期限を過ぎた情報の保管が無いかの点検を行なうこととする。</b>	指摘を受け、対応を追加しました。
6	<p>&lt;システム全体構成概念図&gt; 「住記システム」</p>	住民基本台帳などを管理するシステムのことであるが、類似の「住民基本台帳ネットワークシステム」と勘違いする場合がある。	委員会	「住民記録システム」	記載誤りのため語句を修正しました。